

# 令和3年 第8回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年7月26日 午後2時05分から午後3時22分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第8回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小島 保      委員 松永 貴夫

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請の1番から2番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は戸宮の町東にある計2筆です。地目は畑で、地積は990㎡の一部の計24.75㎡です。譲受人及び譲渡人等は議案書に記載のとおりです。申請事由は譲受人の住宅用排水管敷設のための区分地上権設定です。今回の申請は、議案第32号の3番案件で審議する農地転用申請と関連して行われるもので、譲受人が住宅の建築を計画する申請地に接する道路には側溝がないため、区分地上権設定により、地中に排水管を敷設し、側溝がある道路に接続させるため、申請に至りました。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

区分地上権設定等の許可要件では、権利の設定等に係る農地等及び周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれはなく、また、権利の設定等に係る農地等をその権利の設定等の目的に供する行為の妨げとなる権利を有するものではありません。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は、成願寺の若宮です。地目は畑で、地積は1,172㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 小島委員 2番 大家地区 澤田委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 申請地は今まで麦等を作付けしていました。排水管の敷設については、区分地上権設定等の許可要件を満たしているため、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件の譲受人は、退職後に就農し、現在は夫婦で専業農家を営んでいます。譲渡人は高齢で施設に入所しており、農地は市外に住む弟が管理をしていましたが、一緒に手伝いをしてきている譲受人に贈与したいということで申請に至りました。譲受人は農業に従事しており、譲り受ける農地を適切に耕作することです。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議 長 ないようですので、採決を行います。  
農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第31号は許可相当と決定します。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請の1番から10番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の大穴にある計2筆です。地目は畑で、地積は計343㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、石井の下宿です。地目は畑で、地積は6.40㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は戸宮の町東の計2筆です。地目は畑で、地積は計407㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、戸宮の東原です。地目は畑で、地積は422㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の

内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は、上吉田の田端です。地目は田で、地積は366㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は上吉田の田端です。地目は田で、地積は計331㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は、新堀の橋場の計2筆です。地目は畑で、地積は計301㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は、善能寺の西山です。地目は畑で、地積は305㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する

ものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は長岡の上耕地です。地目は畑で、地積は300㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

10番案件の所在地は森戸の宿です。地目は畑で、地積は計1,457㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は園庭で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 中里委員 2番 勝呂地区 野口委員 3番、4番 勝呂地区 小島委員 5番、6番 坂戸地区 松永委員 7番～9番 入西地区 齊藤委員 10番 大家地区 福島委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、相続により土地を引き継ぎましたが、市外に住んでいるため耕作ができず、知り合いの農家に耕作してもらっていました。知り合いが耕作できなくなったことに伴い、土地を手放すことになりました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件については、周辺に住宅地が広がっている地域で、申請地は宅地となる敷地の一角に位置し、6㎡ほどの面積です。申請者が住宅として活用したいということで申請に至りました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件については、農地として適正に管理されていました。  
周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられ

ます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 4番案件の譲受人は、譲渡人の孫で、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は農地として適正に管理されていました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 5番案件と6番案件については、譲渡人が同じため、一括して説明いたします。譲渡人は耕作できないため、農地を貸して耕作してもらっていましたが、耕作者が亡くなったことにより手放すことになりました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 7番案件の譲渡人は耕作ができないため、農地を手放すことになりました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 8番案件については、農地として適正に管理されていました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 9番案件の譲渡人は、申請地の近くに住んでいた頃には耕作していましたが、現在は県外に引っ越して耕作ができない状況です。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 10番案件の譲渡人は市外に住んでおり、高齢により耕作ができないため、近所に住む農家が一部を耕作して管理していました。譲受人は幼稚園を運営する宗教法人です。園児が多くグラウンドが手狭であり、危険が伴うため申請に至りました。雨水排水については浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 質疑等はございますか。

議長 ないようですので、採決を行います。  
農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第32号は許可相当と決定します。

議案第33号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第33号 農用地利用集積計画（案）について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

7月分の農用地利用権設定申出は新規のみで、2件、10筆、面積4,180㎡で、すべて一般分です。解約は一般分のみで、1件、2筆、407㎡のため、令和3年8月1日設定後の利用集積面積は、2,944,516.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。  
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり決定します。

報告第8号 専決処分の報告について

議長 報告第8号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出10件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出4件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。  
(質問・意見なし)

報告第9号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について

議長 報告第9号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について事務局より説明してください。

事務局 携帯電話通信基地局設置に係る転用、給・配管敷設替工事に係る資材置場への転用、排水本管敷設替工事に係る駐車場への転用についての計3件の事業計画書の提出があったため受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。  
(質問・意見なし)

次第4 その他

議長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議 長 その他について、委員さんから何かありますか。  
(質問・意見なし)

## 12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和3年第8回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年7月26日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員